

○厚生労働省令第二百十号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）の一部の施行に伴い、及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第二十七条の二第一項の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保) 第一条の三 法第九条の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げるとき以外のときとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な制限である場合として次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 長期間の継続勤務による職務に必要な能力の開発及び向上を図ることを目的として、青少年その他特定の年齢を下回る労働者の募集及び採用を行うとき(期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限り、かつ、当該労働者が職業に従事した経験があることを求人条件としない場合であつて学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)及び小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。))を除く。)(第二条第二項第四号の二及び第九条の二第四項第二号において「学校」という。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校(以下「専修学校」という。)、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項各号に掲げる施設又は同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校(第二条第二項第四号の二及び第九条の二第四項において「職業能力開発総合大学校」という。))を新たに卒業しようとする者として又は当該者と同等の処遇で募集及び採用を行うときに限る。)</p> <p>ロ・ニ (略)</p>	<p>(募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保) 第一条の三 法第九条の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げるとき以外のときとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な制限である場合として次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 長期間の継続勤務による職務に必要な能力の開発及び向上を図ることを目的として、青少年その他特定の年齢を下回る労働者の募集及び採用を行うとき(期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限り、かつ、当該労働者が職業に従事した経験があることを求人条件としない場合であつて学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)及び小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。))を除く。第二条第二項第四号の二において同じ。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項各号に掲げる施設又は同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業しようとする者として又は当該者と同等の処遇で募集及び採用を行うときに限る。)</p> <p>ロ・ニ (略)</p>

(訓練手当)

第二条 (略)

2 訓練手当は、次の各号のいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所長の指示により職業訓練(求職者を作業環境に適応させる訓練及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第十八条第一項第四号の教育訓練を含む。以下同じ。)を受けているものに対して、支給するものとする。

一、四 (略)

四の二 学校、専修学校、職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設又は職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者(当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。次条第二項第三号の三において「災害による内定取消し未就職卒業者」という。)

五、十二 (略)

3、7 (略)

(中途採用に関する情報の公表)

第九条の二 法第二十七条の二第一項の規定による公表は、おおむね一年に一回以上、公表した日を明らかにして、直近の三事業年度について、インターネットの利用その他の方法により、求職者等が容易に閲覧できるように行わなければならない。

2 法第二十七条の二第一項の通常の労働者に準ずる者として厚生労働省令で定める者は、短時間正社員(期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比

(訓練手当)

第二条 (略)

2 訓練手当は、次の各号のいずれかに該当する求職者であつて、公共職業安定所長の指示により職業訓練(求職者を作業環境に適応させる訓練及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第十八条第一項第四号の教育訓練を含む。以下同じ。)を受けているものに対して、支給するものとする。

一、四 (略)

四の二 学校、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校、職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設又は同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業した者であつて、激甚な災害を受けた地域内に所在する事業所に雇用される旨が約され、その後当該災害により取り消され、又は撤回されたもののうち、当該災害により求職活動が困難となり、卒業後において安定した職業に就いていない者(当該取消し又は撤回後において新たに雇用される旨が約されていない者に限る。次条第二項第三号の三において「災害による内定取消し未就職卒業者」という。)

五、十二 (略)

3、7 (略)

(新設)

し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。
とする。

3| 法第二十七条の二第一項の厚生労働省令で定める施設は、専修
学校とする。

4| 法第二十七条の二第一項のその他厚生労働省令で定める者は、
次のとおりとする。

一| 公共職業能力開発施設（職業能力開発促進法第十五条の七第
一項各号（第四号を除く。）に掲げる施設をいう。次号ロにお
いて同じ。）又は職業能力開発総合大学の行う職業訓練を受
ける者であつて修了することが見込まれるもの

二| 次に掲げる者であつて、学校の生徒若しくは学生又は専修学
校の生徒であつて卒業することが見込まれる者及び前号に掲げ
る者に準ずるもの

イ| 学校又は専修学校を卒業した者

ロ| 公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学の行う
職業訓練を修了した者

ハ| 学校教育法第三十四条第一項に規定する各種学校に在学
する者であつて卒業することが見込まれるもの又は当該各種
学校を卒業した者

ニ| 学校若しくは専修学校に相当する外国の教育施設に在学す
る者であつて卒業することが見込まれるもの又は当該外国の
教育施設を卒業した者

附 則

この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。